

社会福祉法人岩崎学園評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法第 45 条の 3 第 1 項及び社会福祉法人岩崎学園定款第 9 条及び第 24 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員及び役員の報酬等は無報酬とする。

(費用弁償)

第 4 条 評議員及び役員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

2 費用の弁償については、社会福祉法人岩崎学園旅費規程に基づくものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。